

新・宮崎県地震減災計画  
(令和元年度末)

令和3年3月改訂  
宮崎県

# 目 次

第 1 章	計画策定の趣旨	
1	計画策定の趣旨	1
2	本計画の位置付け	2
第 2 章	本県で被害が想定される地震	
1	日向灘地震（海溝型地震）	
(1)	地震の特徴	3
(2)	想定被害の概要	4
2	えびの・小林地震（内陸型地震）	
(1)	地震の特徴	6
(2)	想定被害の概要	6
3	南海トラフ域の地震（海溝型連動地震）	
(1)	東南海・南海地震	
ア	地震の特徴	8
イ	想定被害の概要	9
(2)	南海トラフ巨大地震	
ア	地震の特徴	10
イ	想定被害の概要	
(ア)	地震動について	11
(イ)	津波浸水について	12
(ウ)	被害想定について	13
第 3 章	目標達成のための取り組み	
1	計画の基本的考え方	14
2	減災目標	14
3	計画の骨子	16
第 4 章	具体的な減災対策	17

## 第 1 章 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

我が国では、これまで駿河湾から九州にかけての太平洋沖の南海トラフ沿いにおいて、約 100 年から 150 年の間隔で大きな地震が発生していることから、東海地震、東南海・南海地震の対策が進められてきました。

一方、本県においては、過去、日向灘を震源として津波などにより約 200 名の死者を出した「外所（とんどころ）地震」（1662 年）や、約 1,300 棟以上の家屋が全半壊した「えびの地震」（1968 年）など、人的・物的被害を伴う地震に襲われてきたことから、平成 8 年度に日向灘北部、南部（M7.5）の地震・津波、えびの・小林地震（M6.1）の想定を行いました。

その後、国の東南海・南海地震の想定を踏まえて、平成 18 年度に改めて日向灘地震、えびの・小林地震についてシミュレーションを行い、平成 19 年 3 月に「宮崎県地震減災計画」を策定したところがあります。

このような中、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらしました。

このことから、国では、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討していくべきである。」との考えをもとに、平成 24 年 8 月に南海トラフ巨大地震の想定を公表しました。

本県では、これを受けて宮崎県としての最大クラスの地震（M9.0）、津波（M9.1）のシミュレーションを行い、平成 25 年 10 月にこの最大クラスの地震、いわゆる南海トラフ巨大地震により生じる本県の被害想定を公表しました。令和元年度の想定では、平成 25 年の想定から 5 年以上が経過していることから、これまでの防災対策の効果を把握するために、地震動、津波は平成 25 年の結果を用いて、そのほかの最新データ（建築物や人口、ライフライン等のデータ、津波避難意識アンケート結果等）に基づき、各種被害の想定を再計算しました（以降、フォローアップ調査という。）。

今回の計画は、平成 25 年度策定の「新・宮崎県地震減災計画」に、先般公表した最大クラスの地震のフォローアップ調査結果について、その被害を最小化するための対策を追加し、今後取り組むべきソフト、ハードの総合的な減災対策を取りまとめたものです。

## 2 本計画の位置付け

この計画は、本県において想定されるすべての地震、津波災害に対して、県をはじめとする関係機関が取り組むべき施策を取りまとめたもので、県地域防災計画の具体的な予防対策を示した行動計画として位置付けられるものです。

第2章 本県で被害が想定される地震

1 日向灘地震（海溝型地震）

(1) 地震の特徴

日向灘から薩南・南西諸島東方沖にかけての領域は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界に位置し、過去10数年～数10年間隔でマグニチュード7クラスの地震が発生しており、地震活動が活発な地域となっています。

この領域を震源とする日向灘地震は、今後30年以内にマグニチュード7.6前後の地震が10%程度、マグニチュード7.1前後の地震が70～80%で発生するとされており、本県に大きな被害を及ぼす可能性があります。

図1 日向灘地震及びえびの・小林地震の想定震源域

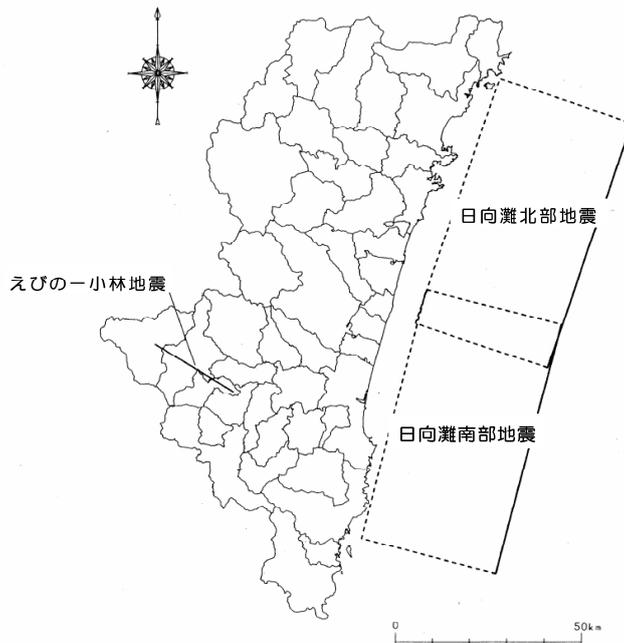


表1 日向灘地震の発生確率

	マグニチュード7.6前後	マグニチュード7.1前後
10年以内の発生確率	5%程度	30%～40%
30年以内の発生確率	10%程度	70%～80%
50年以内の発生確率	20%程度	80%～90%

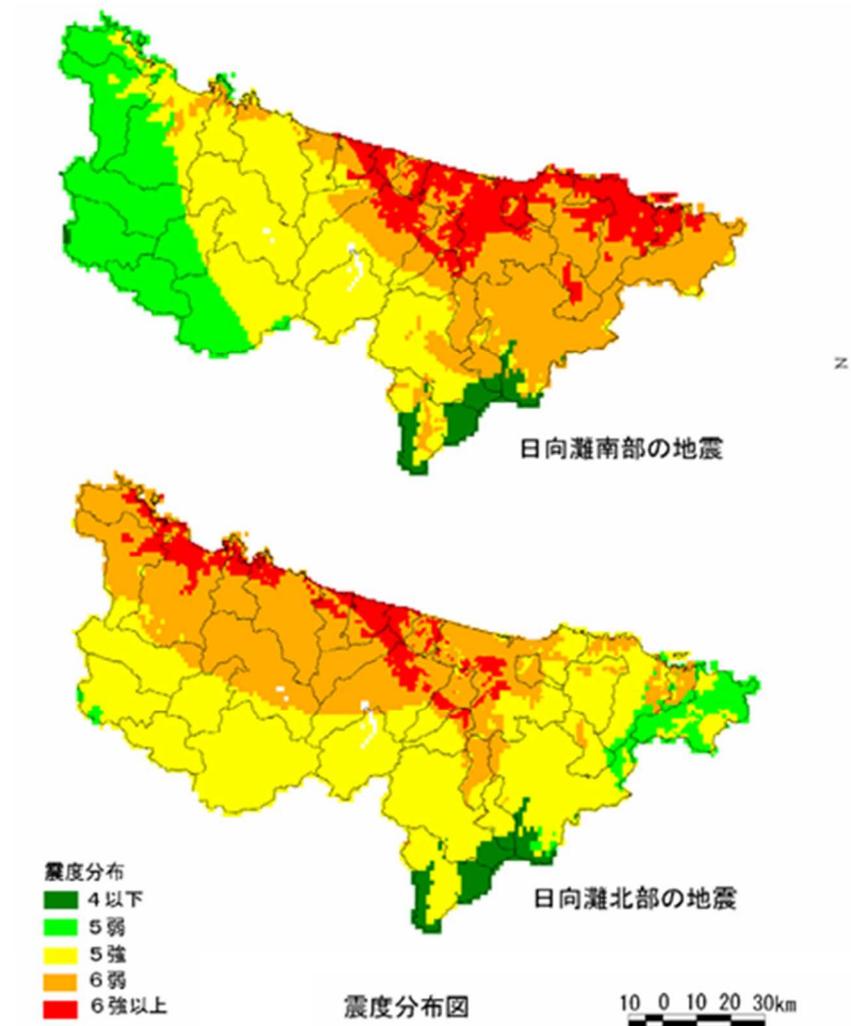
資料：地震調査研究推進本部「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（2013年）」

(2) 想定被害の概要

日向灘地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模を北部、南部ともにマグニチュード7.5としています。

また、津波については、最大高さが日向灘地震よりも東南海・南海地震の方が高いことから、東南海・南海地震による被害を最大被害として採用しています。

予測される震度分布及び被害想定の結果の概要は、以下のとおりです。



			日向灘北部地震	日向灘南部地震
最大震度			震度6強	震度6強
津波の高さ			約5m	約5m
人的被害	死者数	揺れによるもの	約330名	約880名
		※津波によるもの	最大約670名	最大約670名
建物被害	全壊棟数	揺れによるもの	約14,400棟	約22,600棟
		※津波によるもの	最大5,200棟	最大5,200棟

資料：宮崎県「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による。

【特 徴】

- 震源が本県から近いことから揺れによる被害が最も懸念されます。  
特に、日向灘南部地震が発生すると、県央・県南を中心に死者が約880名、全壊する建物が約22,600棟に及ぶと想定しています。
- また、津波の高さは、東南海・南海地震によるものより低くなりますが、震源が近いことから、地震発生から短時間（早いところで10分以内）で津波が襲来する恐れがあります。

## 2 えびの・小林地震（内陸型地震）

### (1) 地震の特徴

えびの・小林地震の震源域であるえびの市付近（図2）は、これまでも、たびたび群発的な地震活動を繰り返しており、1968年（昭和43年）には、マグニチュード6.1のえびの地震が発生し、多数の建物被害が発生しています。

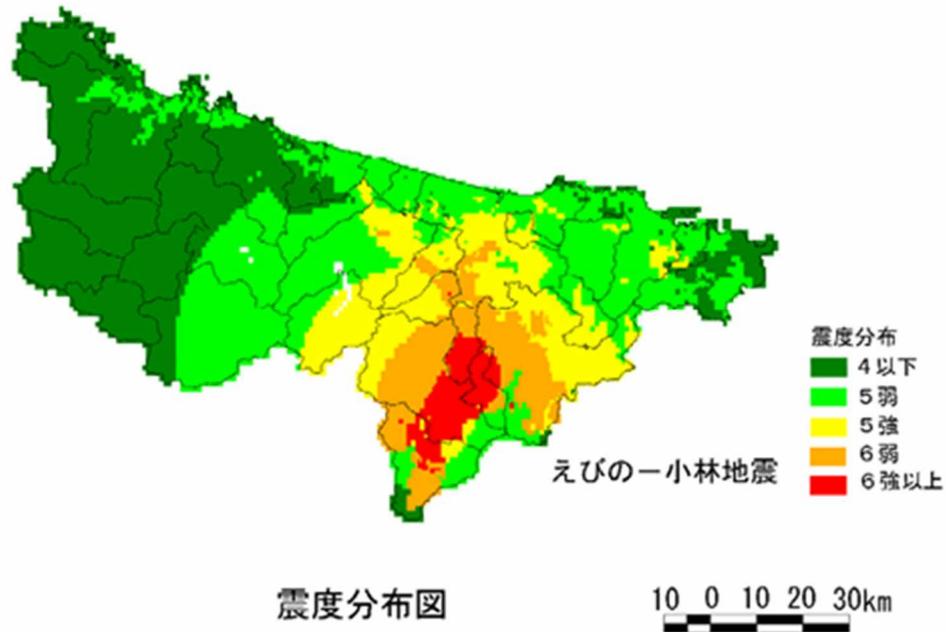
えびの・小林地震は、津波の心配はありませんが、強い揺れや山崩れ等の土砂災害により大きな被害が発生する可能性があります。

また、平成28年4月に起きた内陸型地震である「熊本地震」を踏まえた国等の新たな研究成果等も注視していく必要があります。

### (2) 想定被害の概要

えびの・小林地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模をマグニチュード6.5としています。

予測される震度分布及び被害想定の結果の概要は、以下のとおりです。



最大震度		震度6強	
津波の高さ		—	
人的被害	死者数	揺れによるもの	約110名
		津波によるもの	—
建物被害	全壊棟数	揺れによるもの	約4,400棟
		津波によるもの	—

資料：宮崎県「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による。

【特徴】

- えびの・小林地震が発生すると、震源から近い西諸県、県央地区に被害が集中し、死者は約110名、全壊する建物は約4,400棟に及ぶと想定しています。
- 山間部では、強い揺れにより山崩れなどの土砂災害が多数発生する恐れがあります。
- 宮崎県内においては甚大な被害を及ぼすと考えられる活断層は、現在のところ発見されていませんが、これまで活断層から外れたエリアにおける地震も多く発生していることから、内陸型地震はどこで起きてもおかしくないことを認識し、備えておく必要があります。

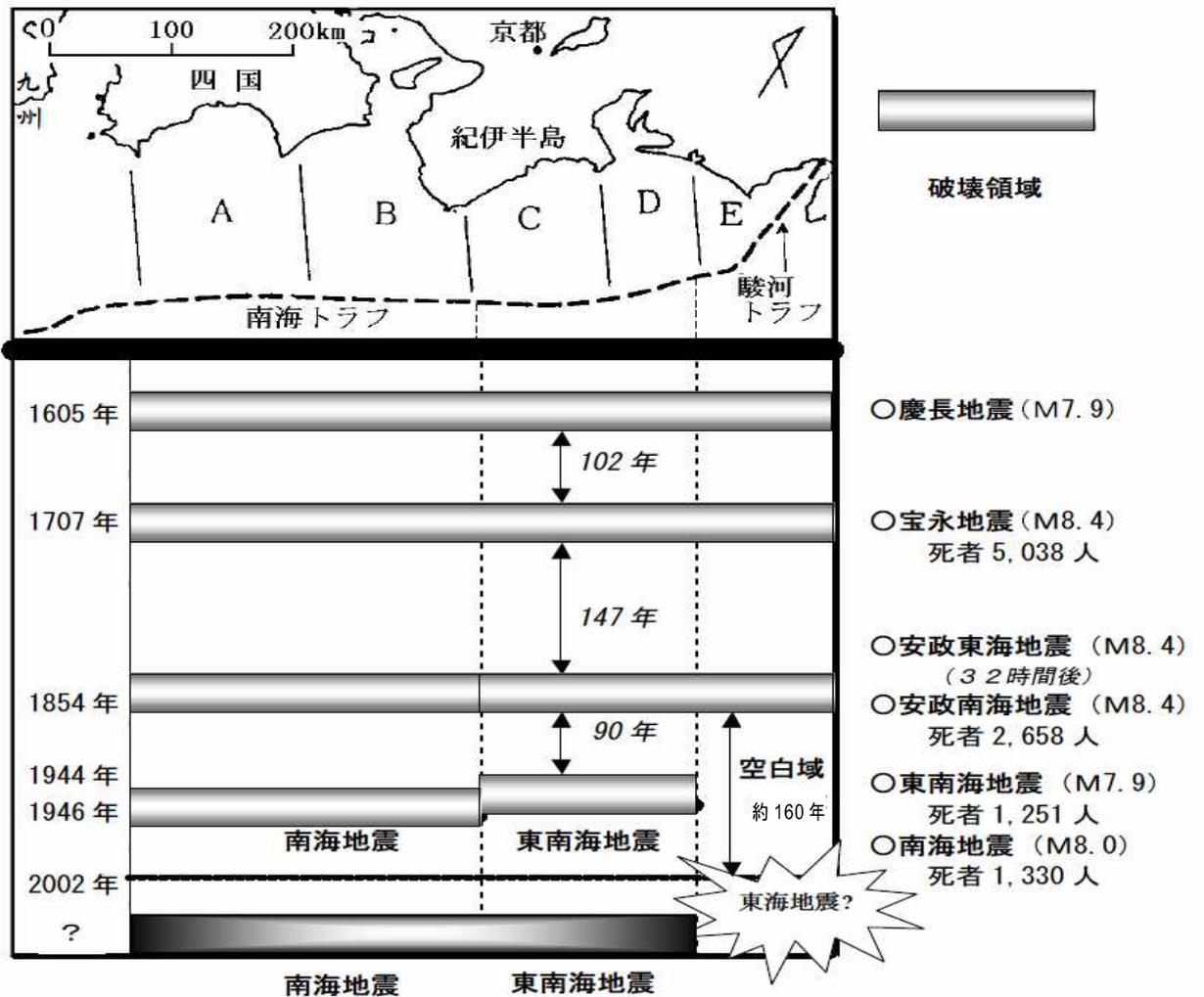
3 南海トラフ域の地震（海溝型連動地震）

(1) 東南海・南海地震

ア 地震の特徴

静岡県沖から紀伊半島沖を震源とする東南海地震と紀伊半島から四国沖を震源とする南海地震は、過去100～150年間隔で発生しています。直近では昭和19年に東南海地震、昭和21年に南海地震が発生しており、マグニチュード8クラスの地震が今世紀前半にも発生する可能性があります。

また、東南海地震と南海地震が同時に発生した場合、強い揺れや津波によって、東海地方から九州に至る広域な地域に大きな被害が及ぶと予測されています。

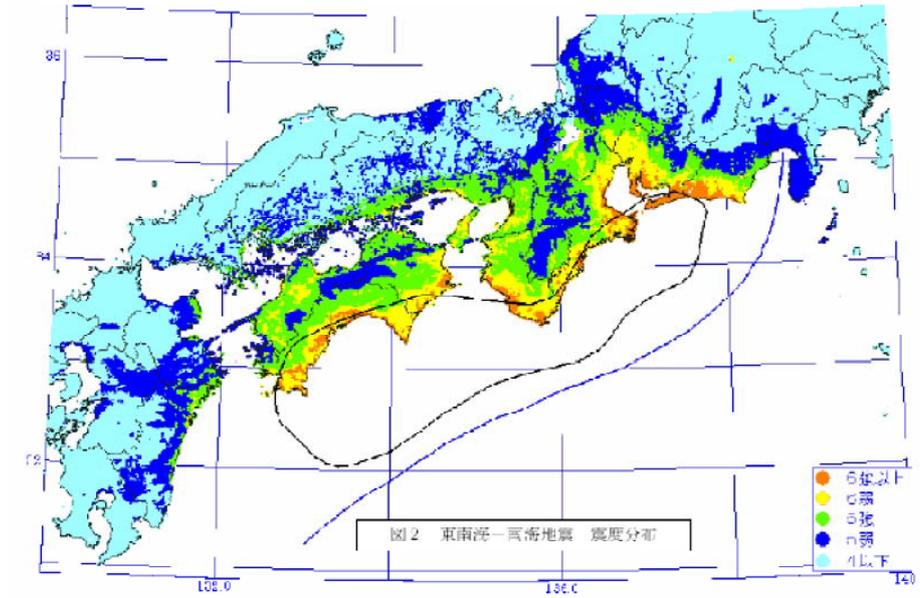


資料：中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門委員会」（2003）

イ 想定被害の概要

東南海・南海地震の被害想定は、東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊される場合を対象とし、地震規模はマグニチュード8.6としています。

予測される震度分布及び被害想定の結果の概要は、以下のとおりです。



資料：中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門委員会」（2003）

最大震度		震度6弱	
津波の高さ		約6m	
人的被害	死者数	揺れによるもの	約20名
		※津波によるもの	約670名
建物被害	全壊棟数	揺れによるもの	約700棟
		※津波によるもの	約5,200棟

資料：中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門委員会」（2003）  
 ※ただし、津波による被害（人的・建物）は、宮崎県「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による。

【特徴】

- 震源が本県から離れているため、揺れによる被害よりも津波による被害が大きくなっています。
- 東南海・南海地震が発生した場合、揺れが小さくても予想以上に高い津波が襲来する恐れがありますので、沿岸部では十分注意が必要です。

## (2) 南海トラフ巨大地震

### ア 地震の特徴

静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび東南海・南海地震（マグニチュード8クラス）や日向灘地震（マグニチュード7クラス）などが発生しており、国は、「東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ内全体でマグニチュード9クラスの地震が発生した場合の震度分布や津波高、各種被害の想定を公表しました。

本県では、この国の想定を踏まえながら、県内の現況を可能な限り反映させ、地震・津波に関するより詳細な予測を行うとともに、それらに起因する各種被害の想定を行いました。

なお、南海トラフ巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低い地震と言われていています。

また、この巨大地震が仮に発生すれば西日本を中心に甚大な被害をもたらすものでありますが、しっかり対策を講じることで確実に被害が軽減できるものであります。

加えて、南海トラフでの大規模地震の発生形態は多様であり、南海トラフの東側あるいは西側どちらかのみが割れるケース（半割れケース）や一部のみが割れるケース（一部割れケース）が発生した際に、後発地震の発生可能性に備える必要があるなど、多様な防災対策に取り組む必要があります。

このため、この巨大地震を「正しく恐れ」、行政、企業、地域、住民等がそれぞれの立場で防災対策に取り組んでいくことが何よりも重要となってきます。

具体的な防災対策としては、津波からの住民避難が基本であり、このためのハード・ソフト対策を総合的に取り組んで行くことが必要と言われております。

イ 想定被害の概要

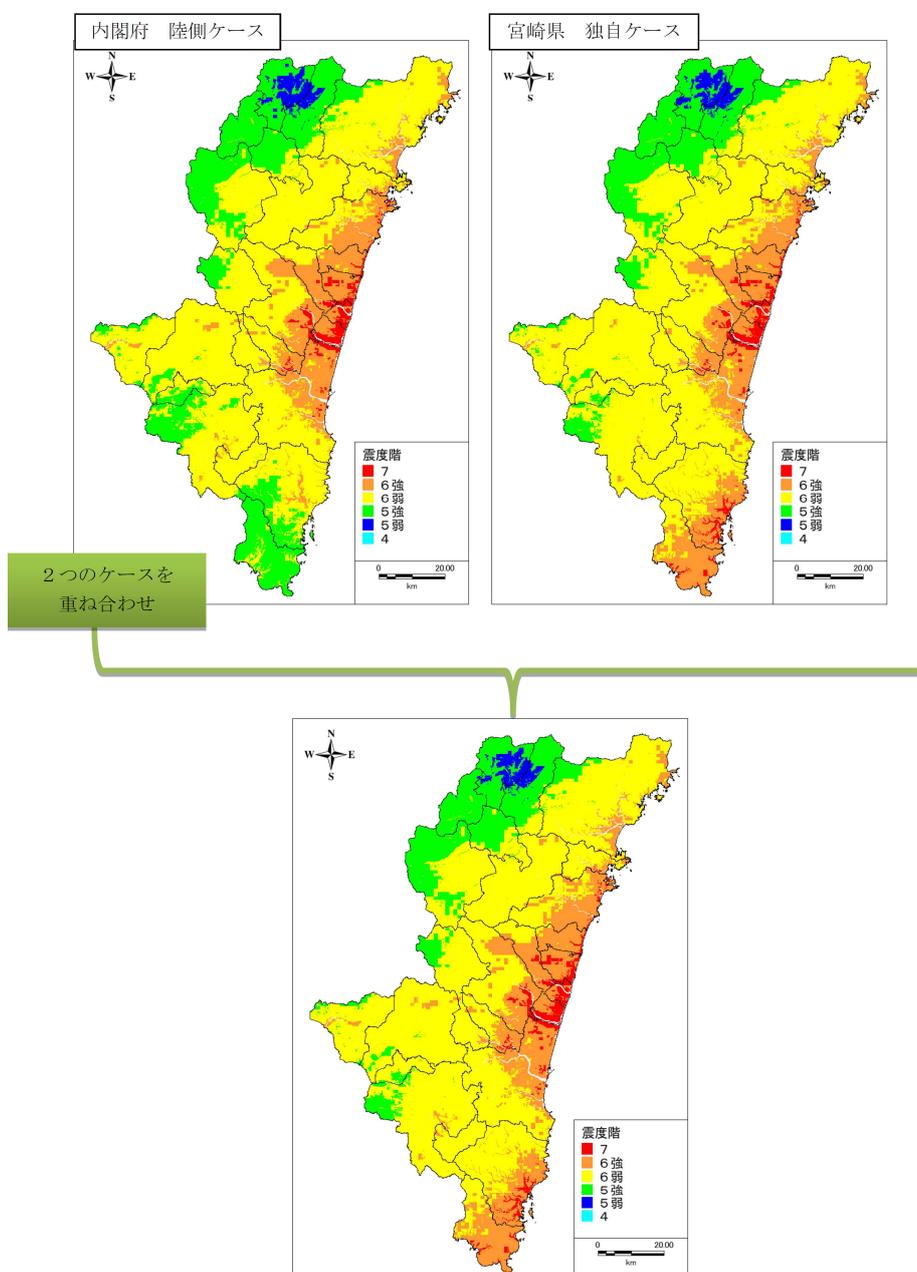
(7) 地震動について

宮崎県内に最大クラスの揺れをもたらすと想定される強震断層モデルとして、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表(2012.8)の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定しました。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域を新たに配置したモデルを想定しました。

以上の計2つのモデルによる地震動の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの地震動を想定しました。

予測される震度分布の結果の概要は、以下のとおりです。



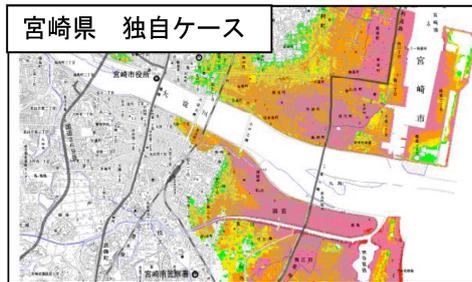
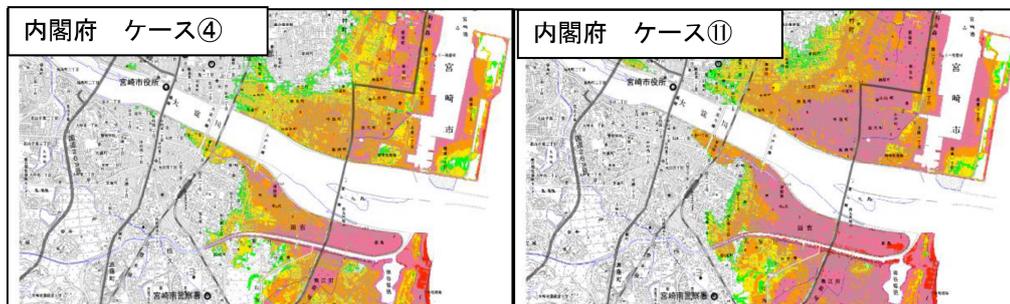
(1) 津波浸水について

宮崎県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表(2012.8)の11ケースのうち、宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼすケース④，⑪を選定しました。

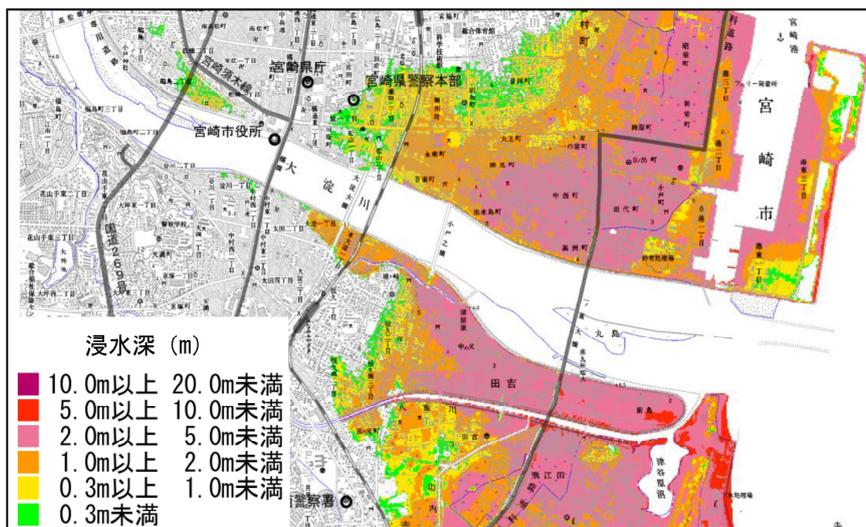
また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルを想定しました。

以上の計3つのモデルによる津波の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの津波を想定しました。

予測される津波浸水想定の結果の概要は、以下のとおりです。



3つのケースを重ね合わせ



(ウ) 被害想定について

県内に影響の大きい2つのケースについて、以下のとおり想定しました。

【想定ケース①】

内閣府（2012）が設定した強震断層モデル（陸側ケース）、及び津波断層モデル（ケース①）を用いて、本県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

【想定ケース②】

県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

(最大震度及び最大津波高)

最大震度	最大津波高
震度 7	1.7 m

(被害想定)

項目	内閣府の想定 (2012.8公表)	平成25年度公表の 県の想定		令和元年度公表の 県の想定	
		想定 ケース①	想定 ケース②	想定 ケース①	想定 ケース②
建物被害 (全壊棟数)	約83,000棟	約89,000棟	約88,000棟	約80,000棟	約78,000棟
人的被害 (死者数)	約42,000人	約35,000人	約28,000人	約15,000人	約14,000人

【特 徴】

- 揺れ、津波ともに最大クラスであることから、県内の最大震度7、最大津波高は最大1.7mと想定しています。
- フォローアップ調査の結果、被害想定は減少したものの、建物被害は最大約80,000棟、人的被害は最大約15,000人に及ぶとされており、依然として甚大な被害を想定しています。

### 第3章 目標達成のための取り組み

#### 1 計画の基本的考え方

(1) 計画の前提となる対象地震は、平成19年3月に策定した「宮崎県地震減災計画」（以下「前計画」という。）で対象としている日向灘地震、えびの・小林地震及び東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震を追加するものとします。

(2) 具体的な減災対策についても、前計画を基に南海トラフ巨大地震対策を追加する形で再構築したものとします。

なお、南海トラフ巨大地震の被害想定は、従前の想定を大きく上回る甚大なものであることから、前計画の対策は基本的に今回の計画（以下「新計画」という。）に包含されることとなります。

(3) 対策は長期に及ぶ内容も考えられること、対応すべき新たな課題が考えられることから、毎年度見直しを行い、時点修正を行いながら更新をしていきます。

さらに、自助、共助、公助の取り組みと実施期間（5年程度の「短期」、10年程度の「中期」、20～30年程度の「長期」）に区分して整理し、進行管理を行っていきます。

#### 2 減災目標

計画では、住宅の耐震化率を現行（約80%）から90%へ高め、早期避難率（すぐに避難する人の割合）を55.5%から70%へ高めることにより人的被害が約15,000人から2,700人に軽減できるほか、要配慮者の支援対策の充実、土砂災害対策の充実、津波を防御する施設の整備・充実など各種対策にも取り組むことにより、さらに被害を軽減していくことを目標とします。

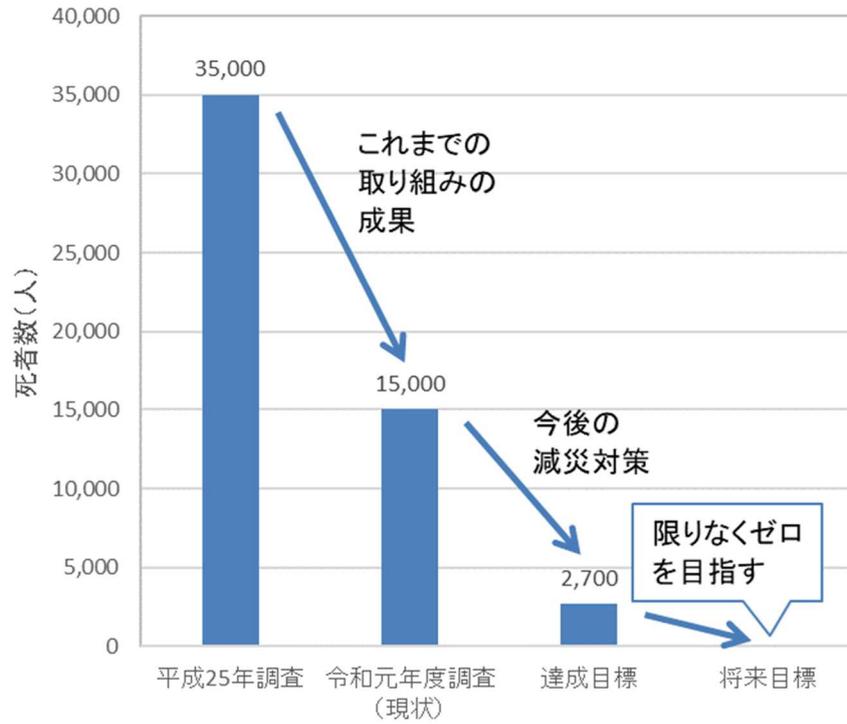


図 南海トラフ巨大地震による想定死者数と減災目標

### 3 計画の骨子

#### 県民防災力の向上

大規模災害では、住民の「自助」、「共助」が重要であることから、県民の防災意識の啓発を推進するほか、要配慮者への支援対策及び学校や企業の防災対策の促進や地域との連携強化を進め、県民防災力の向上を図る。

#### 住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保

大規模災害において、建築物の耐震化は建物被害及び人的被害の軽減に大きな効果があることから、まずは建築物の耐震化を強力に進めることとし、併せて家具類の転倒防止対策の促進等を進め、居住空間内の安全確保を図る。

#### 外部空間における安全確保対策の充実

地震・津波災害に強いまちづくりについて長期的な課題として検討を進めるとともに、高速道路等の重要インフラの整備、土砂災害対策の充実を図るほか、ライフライン対策などの促進を図る。

#### 津波対策の推進

巨大津波に対しては、住民の避難対策が重要であることから、早急に津波避難場所・避難経路の確保を図るとともに、住民への津波避難に関する普及・啓発、津波情報の迅速・的確な伝達を進めるほか、避難訓練の実施、津波を防御する施設の整備に取り組む。

#### 被災者の救助・救命対策

迅速な人命救助のために、自衛隊等救助関係機関との連携強化や後方支援拠点を活用した総合防災訓練の実施等を行うとともに、DMAT隊員有資格者の確保や災害拠点病院の機能強化、重症患者の医療搬送等の災害時医療体制の整備や、避難所等における保健衛生・防疫対策、感染症対策、震災関連死等の防止対策に取り組む。

#### 県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立

県の防災体制を充実するため、防災担当職員の対応能力の向上や業務継続計画の推進、防災拠点庁舎の整備等を行うとともに、市町村における被災者への支援やボランティア関係機関との連携等災害対応力の強化を促進する。また、国や九州各県、指定公共機関、企業・関係団体との広域的な連携体制の強化を図る。

## 第4章 具体的な減災対策

### 1 県民防災力の向上

大規模災害においては、県や市町村・消防・警察等の機関による災害対応、いわゆる「公助」には限界があり、自分の命は自分で守る、いわゆる「自助」、また、自分たちの地域を自分たちで守る、いわゆる「共助」が重要になります。

このため、これら自助、共助を充実・強化し、県民全体としての防災力の向上を図ります。

#### (1) 県民の防災意識の啓発

発生予測が困難な地震に対して、いざという時に生命や財産を自ら守るためには日頃から防災に関する正しい知識を身につけ、防災意識を高めていくことが何よりも重要です。「災害に対する意識の時間による風化」が被災自治体へのアンケート調査から確認されており、平常時から防災意識を持ち続けることが今後の減災対策において課題となっています。

防災意識の持続・向上を目指し、県民に対する防災知識の普及と防災意識の啓発に向けた様々な取組を集中的に実施します。

##### ① 啓発イベントなどによる普及・啓発の実施

地震・津波等に関する啓発イベントや講演会等の開催により、防災関係者のみならず、広く一般の県民を対象として、防災についての普及・啓発を図ります。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄など、災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進します。

##### ② グループや団体を対象とした出前防災講座等の実施

学校や自治会、企業、各種団体などの要望に応じて、きめ細かな防災についての普及・啓発を行うため、県の防災担当職員や防災専門家等を派遣することにより、出前防災講座や意見交換会等を実施します。

##### ③ 防災についての普及・啓発のための資料等の充実

日頃からの備えやいざというときにとるべき行動や、過去の災害の記録や教訓などについて、地震・津波に関する国の最新の知見や制度等を踏まえながら、正確でわかりやすく説明した冊子などの啓発資料の充実を図ります。

##### ④ ハザードマップ・津波避難計画等の充実

住民の防災についての普及・啓発を図るため、市町村における地震・津波等に関するハザードマップなどの定期的な見直しと内容の充実、ハザードマップを活用した津波避難計画の策定を促進します。

##### ⑤ 防災情報の正しい理解の促進

緊急地震速報やハザードマップ、被害想定等の最新の知見に基づく各種防災情報について、正確な情報を県民が正しく理解し、災害時に効果的な活用が図られるよう的確な広報・周知を実施します。

## (2) 自主防災活動の充実

災害時には、地域住民の共助の取組も大きな力を発揮します。

このため、その活動主体である自主防災組織の充実が図られるよう、組織のリーダーとなる人材の育成を進めるとともに、地域で活動する様々な団体・企業等が連携・協働する取組や訓練等による防災活動の活性化のための支援を行います。

### ① 自主防災組織の結成・活動の促進

啓発イベントやパンフレットの配布等を通じて、広く県民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発するとともに、自主防災組織に対してその活動及び資機材の整備等について支援を行います。

### ② 防災士など地域における防災活動リーダーの育成

自主防災活動においては、その要となる人材が欠かせないことから、防災士養成研修の開催などにより、自治会組織等に複数の防災士の確保を図ります。さらに各地域や事業所等において防災活動を迅速に行うための中核的な人材となるリーダーを育成します。

### ③ 地域にふさわしい防災力の強化

防災に関しての専門的で高度な知識等を有する人材を育成するため、宮崎県防災士ネットワークが行う防災士の技能向上のための取組を支援し、自主防災活動の先導的な役割を果たすような人材を育成します。

また、自主防災組織など地域の様々な団体が防災士や市町村と連携して実施する地域の実情に応じた防災への取組を促進します。

併せて、「自助力」・「公助力」の向上及び地域コミュニティにおける「共助」による防災活動を活性化させるために、地域の自発的な防災活動に関する地区防災計画<sup>(注)</sup>の策定を促進します。

(注)「地区防災計画」とは災害対策基本法に基づき、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画

## (3) 要配慮者の支援対策の充実

高齢者、障がい者や乳幼児等の要配慮者に対しては、それぞれの特性に応じた避難対策の支援が必要です。

また、訪日外国人を含めた観光客の安全や安心を守るため、観光危機管理の観点から観光客の安全確保や帰宅支援など、地域住民とは異なった対応が求められます。

このため、市町村等におけるこれらの対策を促進し、必要に応じて支援等を行います。

### ① 要配慮者の特性に係る理解の促進

要配慮者は、高齢者、障がい者、外国人等によって必要とする支援が異なります。このようなことを踏まえて、災害発生時等に要配慮者に対する支援が円滑に行えるよう、啓発イベントや出前防災講座等を通じて的確な広報・周知や、市町村等が行う住民等への啓発パンフレットの作成・配布等に対する取組を支援します。

**② 要配慮者への防災対策**

要配慮者に対しては、個々の状態に配慮した情報提供、避難誘導、避難所運営等、きめ細かな対応が必要であり、関係施設、自主防災組織、ボランティア団体等と連携を図りながら、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災商品の普及、避難所や避難路のバリアフリー化、文字や音声及び多言語やわかりやすい言葉・文字による情報の提供等の各種対策に対する市町村等の取組を促進します。

**③ 要配慮者に係る避難訓練の充実等**

要配慮者の避難については、市町村だけできめ細かい対応を行うことは困難であることから、要配慮者の特性に応じた地域における共助が重要です。

また、避難支援者自身の安全を確保することも重要であることから、支援者に全ての責任を負わせることのないよう取り決めをしておくほか、支援者の安全を考慮した地域住民や福祉施設等の参加する避難訓練の実施を促進します。

**④ 避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組の促進**

要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、避難情報の伝達方法や避難行動の支援者などを、個々に応じて決めておくことが重要です。

このため、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、市町村の取組を促進します。

**⑤ 外国人や旅行者等への防災対策**

県内に居住する外国人の中には、地震や風水害といった災害そのもの、あるいは避難行動に関する知識が不足しているなど、避難情報等が理解できない場合もあります。文化・宗教・習慣が異なる外国人のための多様性を尊重した防災対策を検討します。

また、今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要です。

このため、全国で規格統一された標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等をはじめとする多様な文化的背景に配慮した防災対策を進めます。

**(4) 学校における防災教育の推進**

防災に関する知識や意識を身につけるためには、義務教育段階から、繰り返し学習し実践していくことが最も効果的だと考えられます。

このため、県では、各種情報ツールや防災に関する科学技術を活用した防災教育・訓練手法等の開発・普及、及び災害ボランティア体験活動の推進・支援などにより、学校における防災教育の充実を図ります。

また、防災研修や防災士資格の取得の推進により、教職員の防災に関する意識の高揚並びに知識の向上を図ります。さらに次世代を担う子供たちを対象としたジュニア防災リーダーを育成することで地域の共助意識が高まり、地域の防災力を向上させます。

① **学校安全教育推進校（災害安全）における実践と検証**

津波浸水想定地域内に所在する市町村を安全教育モデル地域（地域内の学校を学校安全教育推進校）に指定し、地域ぐるみの防災教育の在り方、防災に関する科学技術（緊急地震速報等）を活用した防災教育・訓練手法の実践及び検証を行います。

② **教職員を対象とした防災研修の実施**

既存の学校安全指導者研修会を活用して、教職員の防災に関する意識の高揚並びに知識の向上を図り、児童生徒に対する防災教育の充実並びに災害発生時の的確な対応を促進します。

③ **高校生防災・学校安全研修の実施**

高校生を対象とした防災を中心とした学校安全に関わる研修会を開催することにより、防災に関する知識の習得、災害時における適切な判断力と行動力の育成、地域社会における安全活動への参画など、防災に関する実践力の育成や意識の向上を図ります。

ジュニア防災リーダーから情報発信することで、学校から親世代へ、親世代から地域へと広がり、世代を超えた防災コミュニティの構築を目指します。

④ **学校と地域の防災活動の連携促進**

学校と地域住民・行政が災害発生時にスムーズな連携の下に活動し、より効率的・効果的な減災が図られるよう、連携体制の確立に向けた防災教育や支援を実施します。

(5) **企業防災の促進**

近年、地域社会の一員としての企業の防災対策の充実が求められている中で、実際の災害時の企業の貢献が評価される事例も増加しています。同時に、災害時においても事業活動を継続するという企業本来の行動原則を維持し、ひいては地域経済への影響を最小限度に止めることが重要になっています。

このため、企業における防災体制の充実や事業継続計画（BCP）の策定を促進します。

① **事業継続計画の策定促進及び顧客、従業員等の生命の安全確保**

事業継続計画に関して国が示しているガイドラインの周知や、平成26年9月に県と一般社団法人宮崎県商工会議所連合会、宮崎県商工会連合会、宮崎県中小企業団体中央会及び東京海上日動火災保険株式会社で締結した「宮崎県BCP（事業継続計画）策定支援に関する協定書」に基づく、研修会の開催や個別企業支援により、企業における事業継続計画の策定を促進します。

また、事業所の建築物の耐震化、避難環境の整備、避難誘導體制の整備、帰宅困難な従業員のための備蓄等、顧客、従業員等の生命の安全確保、災害時における家族を含めた安否確認に努めるよう啓発します。

② **地域社会との連携による被害軽減の実現**

企業等が、平常時から、地方公共団体の防災部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連携体制の強化を図るとともに、積極的に社会貢献するよう啓発します。

### ③ 地震防災に関する対策計画の策定

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の制定を踏まえ、「南海トラフ地震防災対策推進地域<sup>(注)</sup>」における対策計画の策定を促進します。

(注) 南海トラフ地震により震度6弱以上が想定される地域等をいう。宮崎県では全市町村が該当する。

## 2 住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保

平成7年1月に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では、6千人以上の尊い生命が奪われ、その約8割は、住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

今回の被害想定においても、耐震化が進むことによる人的被害の軽減効果は極めて大きく、建築物を地震に強い構造にするとともに家具の固定など建物内部の耐震化を進めることが重要かつ効果的であることがわかります。

このため、住宅の耐震改修や家具類の転倒防止といった個人レベルの取組、あるいは、学校などの公共建築物等の耐震化を計画的に進めます。

### (1) 住宅の耐震化等の促進

住宅の耐震化等を進めることが重要であるので、関連する取組を継続的に進め、耐震化については、令和7年度末での耐震化率90%を目指します。

#### ① 耐震化の必要性等に係る啓発

啓発用パンフレットの作成・配布や相談窓口の設置、ダイレクトメール等の所有者への直接的な働きかけなどにより、耐震化の必要性や耐震化に係る支援制度などについて、県民の意識・知識の向上を図ります。

#### ② 木造住宅の耐震化に対する支援等

木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度の一層の活用促進や住宅金融支援機構等の融資制度、住宅税制上の特例措置の周知、市町村によるダイレクトメール送付や戸別訪問などにより、耐震化を促進します。

この他、木造住宅の耐震診断を行う技術者の養成や低コストの耐震改修工法などの情報提供、低コスト工法をアドバイスする専門家の派遣など耐震化を促進する取組を進めます。

#### ③ 家具類の転倒、ガラスの飛散防止対策の促進

啓発用パンフレット等や防災に関する研修会等の場を活用することにより、家具類の転倒防止の必要性や具体的対策に関する知識の普及を図ります。

特に市町村において指定避難所に指定されている建築物については、早急な対策を促進します。

### (2) 公共建築物等の耐震化の推進

公共建築物は多数の県民に利用されることや、災害時の活動拠点及び避難施設になることから、耐震化を確実に進めていく必要があります。このため、県有施設の計画的な耐震化を進めるとともに、その他の公共建築物等についても耐震化を指導します。

### ① 県有施設をはじめとする公共建築物の耐震化の推進

県有施設のうち、大規模なものについては平成28年度に耐震化が完了しているが、それ以外の市町村有を含む施設についても、耐震補強や建て替え、用途廃止等を計画的に進めることにより、令和7年度末に耐震化を完了させることを目標に取組を強化します。

特に、災害時の活動拠点となる庁舎や指定避難所に指定されている公共建築物は、吊り天井など非構造部材を含む耐震性について、各施設管理者において早急に点検を行うとともに、優先的に対策を講じるよう指導します。

### ② 特定既存耐震不適格建築物の耐震化に係る指導等

県有施設以外の特定既存耐震不適格建築物<sup>(注)</sup>については、その所有者に対して耐震診断・耐震改修に関する義務があることを認識させるとともに、助言・指導等を継続的に行うことにより、耐震化に努めます。

特に耐震診断が義務付けられている民間の大規模建築物については、補助制度の適確な運用により、令和7年を目途に耐震性が不十分なものを概ね解消することを目指します。

(注) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条に規定する建築物

### ③ 建築物の地震対策の促進

天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進します。

市町村と連携し、被害の発生する恐れのある建築物等を把握するとともに、施設管理者等に対し必要な対策を講じるよう指導等に努めます。

特に市町村において指定避難所に指定されている建築物の地震対策については、早急な対策を促進します。

## 3 外部空間における安全確保対策の充実

平成23年3月に発生した東日本大震災では、発災後のライフライン機能や交通機能の低下が住民の生活環境を維持する上での重要な課題となりました。

また、中山間地域を多く抱える本県においては、大規模な地震が発生した場合、多数の土砂災害が発生する可能性があり、直接的な被害はもとより孤立集落が発生する恐れがあります。

このため、長期的には地震・津波災害に強いまちづくりを検討していくこととし、短期・中期的には、道路等の骨格的な都市基盤や土砂災害危険箇所等の整備を推進するほか、面的な整備による防災上危険な密集市街地の解消や防災対策の基礎となるライフライン機能の確保に努め、持続可能なまちづくりを目指します。

### (1) 地震・津波災害に強いまちづくりの推進

最大クラスの地震・津波に対して避難が困難な地域については、災害に強いまちづくりについて、社会的な合意形成を進めながら長期的な課題として検討します。

#### ① 地震・津波災害に強いまちづくりや避難対策

住民の津波避難が困難な地域については、住民の社会的合意等市町村とも連携しながら、災害に強いまちづくりについて長期的な課題として検討します。

また、津波浸水想定区域内にある福祉施設、病院、学校、県有施設等については、必要に応じ高台移転等も含めそれぞれの避難対策を進めます。

## (2) 安全・安心な生活環境を確保するための社会資本整備

幹線道路、都市公園、港湾などの根幹的な公共施設の整備を進めるほか、緑化保全、面的整備による建物倒壊や火災の可能性の高い密集市街地の解消、ブロック塀の除去・改修などにより、安全・安心な生活環境の整備を推進します。

国交省は、平成31年にラストマイル輸送ハンドブックを策定し、大規模災害時に「必要な時に」、「必要な場所へ」、「必要な量の」支援物資を避難所へ届ける供給プロセスの円滑・確実化を推進しており、県としても、取り組んでいく必要があります。

### ① 密集市街地の整備、防災空間の確保

地震時の建築物の倒壊、火災被害等の物的被害やそれに伴う人的被害軽減を図るため、土地区画整理事業による面的整備等を推進します。

また、大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関と連携して幹線道路の無電柱化を推進するとともに、老朽化した空き家・空きビル対策については、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な支援を行います。

### ② 避難場所・避難経路の整備

安全で確実な避難を可能とするため、避難場所・避難経路等の安全な避難空間確保を推進します。また、スポーツキャンプや県内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難場所の掲示を行うなど各市町村や観光事業者等と連携した避難対策を進めます。

### ③ 高速道路ミッシングリンク（未連結区間）の早期解消

発災後の避難、救助・救急搬送、救援物資輸送において「命の道」となる東九州自動車道及び九州中央自動車道の整備を促進します。

また、暫定2車線区間については、大規模災害発生時の車線通行確保など「命の道」としての機能強化を図る観点から、4車線化の早期実現を目指します。

### ④ 道路・港湾施設等の整備

地震による揺れや液状化に対処するため、緊急輸送道路における道路橋の耐震改修、道路構造物の予防保全等による災害に強い道路整備、鉄道施設の被害への未然防止、及び耐震強化岸壁等の整備により、災害時の輸送路としても活用可能な港湾、漁港の整備を推進します。

また、国、港湾管理者と民間団体等との協定締結等を通じた災害復旧・支援活動、国との連携による緊急確保航路及び開発保全航路の啓開等の運用体制の強化を進め、発災時の海上での緊急輸送活動が円滑に実施される仕組みの構築を促進します。

### ⑤ 被災した建築物等における安全確保対策の推進

大規模地震で被災した建築物及び宅地等において、二次的な被害を防ぐために、次の事項に取り組みます。

- ・屋外転倒物（ブロック塀等）や落下物（外壁タイル、窓ガラス等）による被害の発生防止対策の推進
- ・地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策やエスカレーターへの脱落防止対策についての検討

- ・建築物や宅地が余震等に対して安全かどうかを確認する危険度判定を実施するための体制づくりや研修会等の充実及び制度の普及啓発

**⑥ ラストマイルの整備**

国と連携して、避難所までの円滑かつ確実な支援物資輸送に向け、ラストマイルを中心とした支援物資輸送、実動訓練との連携、地域に応じた円滑な支援物資輸送体制の確立・強化を図ります。

**⑦ ブロック塀の安全確認**

大規模地震発生時における人的被害の軽減や避難路の閉塞防止のため、危険なブロック塀の除却を促進します。

**(3) 土砂災害対策等の充実**

土砂災害危険箇所については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査を行うとともに、災害危険度が高い箇所の整備を推進します。また併せて、発災時に避難が円滑に行われるように、ハザードマップの作成や避難体制の整備など、市町村の取組を促進します。

また、土地改良施設やため池等の地震による被害の未然防止または軽減を図るための対策を推進し、山地災害の発生防止のための治山施設や森林整備による森林の国土保全機能の維持・向上を図ります。

**① 危険箇所の調査・周知**

土砂災害の危険がある箇所の把握・周知に努めます。

また、市町村地域防災計画への土砂災害警戒区域に係る避難場所・避難経路等の明示を早急に実施します。

**② 土砂災害防止工事の推進**

土砂災害の危険がある箇所の土砂災害防止工事を推進します。

**③ 造成地災害防止対策の推進**

大規模盛土造成地の崩壊による災害を防止し、宅地造成が行われた土地の安全性を確保するため、市町村に取組を促すとともに、宅地耐震化の啓発促進に努めます。

大規模地震における盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図るとともに、耐震化を推進するなど、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進めます。

**④ 農業用施設等における地震・津波対策**

地震による被害の未然防止または軽減を図るため、土地改良施設の点検及び耐震性調査を実施します。

また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備します。決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成、土地改良施設の耐震化、ため池の耐震化や統廃合などを推進します。

**⑤ 森林の山地災害防止機能等の維持増進**

地震時の山地災害の発生を防止・軽減するため、治山対策を実施するとともに、森林経営の集積・集約化の推進を図ることにより、間伐等による多様で健全な森林の整備等を進め、森林の国土保全機能の維持増進を図ります。

**(4) ライフライン対策の促進（電気、ガス、上下水道、通信）**

電気、ガス、上下水道、通信等のライフライン機関との連携等により、機能の低下が生じないよう、耐震性、多重性、代替性の確保や機能が停止した場合でも、できるだけ早期に復旧できる体制整備に努めます。

**① 耐震性、多重性、代替性の確保**

それぞれの事業者における災害予防措置の徹底を要請し、既存施設の耐震性、多重性、代替性の確保について対策を進めるとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を強化することに加え、下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道BCPに基づく防災訓練の実施を促進します。

**② 早期復旧のための体制整備**

ライフライン事業者・関係機関との連絡会議等を通じて、災害時の優先復旧施設や避難所等の情報共有等を行うとともに、早期復旧のための資機材・体制整備を促進します。

**③ 情報インフラの確保と対策**

通信事業者等との連携を強化し、災害時の情報インフラの確保を図ります。

また、災害時は電話の輻輳が想定されることから災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板サービスの周知に努めます。

ライフライン事業者と連携し、発災後のライフライン復旧状況等を住民の方々へ速やかに伝えられる仕組作りを推進します。

**(5) 様々な地域的課題への対応**

本県は、太平洋に面し南海トラフにおける巨大地震により大きな被害を受け、様々な地域的課題が発生することが予想されます。それらについて、持続可能なまちづくりを念頭において事前予防を実施します。

**① 特定屋外タンクなど危険物保管施設等の安全確保等**

危険物取扱施設等の所有者等が事業所内にいる従業員等の人命の保護の他、設備等の被害を最小化し、周辺の住民の生命・財産を保護するための措置について、手順を定めることを促進します。

**② 文化財の防災対策**

文化財の所有者等による建造物等の耐震化等の各種防災対策、美術工芸品等の転倒・転落防止対策及び各種防災設備の整備等の促進、文化財の所在情報の充実、史跡等における石垣や地盤の崩落防止措置等の安全対策を指導するとともに、宮崎県教育委員会と危機管理課との情報の共有を図ります。

#### 4 津波対策の推進

平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、多くの人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

このため、内閣府中央防災会議専門調査会から、今後の津波対策を構築するためには、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要があると示されました。

ひとつは、あらゆる可能性を考慮した「最大クラスの津波（レベル2津波）」であり、県民の生命を守ることを最優先として、避難施設、防災施設などと組み合わせて、ソフト・ハードの取り得る手段を尽くした総合的な津波対策の確立が必要です。

とりわけ、巨大な津波に対しては、前述の対策を活かしつつ、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、住民避難を中心に、住民一人ひとりが主体的かつ迅速に避難行動が取れるよう、自助、共助の取組を強化し、支援していく必要があります。

もう一つは、最大クラスに比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな災害をもたらす「比較的発生頻度の高い津波（レベル1津波）」であり、人命保護、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化などの観点から、海岸保全施設等のハード対策を中心に進めていく必要があります。

気象庁より、「南海トラフ地震臨時情報」等の提供が令和元年5月から開始しており、従来から進めている津波避難対策に併せ、臨時情報を活用した対策も進めることで、「逃げ遅れゼロ」により「死者数ゼロ」の実現を目指します。

##### (1) 津波避難場所・避難経路の確保

南海トラフ巨大地震のように、巨大津波から「命を守る」ためには、津波からの避難が基本となります。

このため、住民が時間的に可能な範囲に避難するための津波避難場所と避難場所までの避難経路の確保を最優先に取り組んでいきます。

###### ① 津波避難場所の確保

民間ビルの避難ビル指定や公共施設、高台などの活用促進を進めるとともに、避難場所の整備を促進します。

また、周辺に高層ビルや高台等がなく、避難が困難な地域については、沿岸市町の公民館等に避難場所としての機能を付加した複合施設や津波避難タワーの整備など地域の実情に応じた対策を促進することにより、特定避難困難地域<sup>(注)</sup>を解消します。

(注) 「特定避難困難地域」とは、近くに高台がなく高い建物もない地域をいう

###### ② 津波避難経路の確保

住民の避難場所までの避難経路の確保として、新たな経路の整備を進めるとともに、既存の経路についても、確実に使用できるように機能強化するなど、特定避難困難地域の解消を促進します。

##### (2) 津波避難に対する普及・啓発

県民が津波災害に関する正しい知識を身につけるとともに「自らの命を守る」という高い防災意識を持つための啓発を行うことにより、住民の迅速で適確な津波避難の確保を図ります。

① あらゆる機会を活用した普及・啓発活動の実施

防災イベントの開催、住民の津波一斉避難訓練の実施、県広報誌や県政番組、ラジオ、新聞等の報道機関との連携など、あらゆる機会を活用した、津波避難に関する普及・啓発活動を推進します。

(3) 津波情報の迅速・的確な伝達

津波からの早期避難を実現するためには、できるだけ多くの県民に、いち早くその情報を伝達することが不可欠であることから、多くの津波情報の伝達手段を確保する等環境の充実を推進します。

① 津波情報の伝達手段の強化

津波発生や避難に関する情報を時間、地域によらず県民や観光客等に確実に伝達するために、同報系の防災行政無線や戸別受信機の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、スマートフォンや携帯電話、テレビ・ラジオ、CATV、防災ラジオ等様々な伝達手段を確保します。また海水浴場や釣り場などの海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達手段を確立するよう要請します。

併せて、防災・防犯メールサービスへの登録など、県民等へ情報伝達手段の周知・啓発を推進します。

(4) 津波からの避難体制の充実

「誰一人取り残さない」「逃げ遅れゼロ」を目指し、県と沿岸市町が連携し、沿岸市町における津波ハザードマップ作成や、地域住民が参加する津波避難訓練等を実施することで、総合的な津波防災地域づくりを推進します。

① 沿岸市町における津波ハザードマップ等の作成

県が作成した津波浸水想定を基に、沿岸全市町において津波ハザードマップの作成を促進します。

また、円滑な津波避難を行うために、避難行動要支援者の避難支援も含めた各地域での「津波避難計画」の策定を促進します。

② 津波避難訓練の実施

津波防災の日（毎年11月5日）や県の防災訓練などの機会を通じて、県民参加の津波避難訓練を実施するとともに、沿岸の市町毎に、様々な条件下での津波避難訓練を実施する等、いざ、津波に襲われた場合に、既定の津波避難計画に沿って円滑な避難行動ができるよう、十分な津波避難訓練を実施します。

③ 住民以外の津波避難の支援

地元住民以外で、観光やビジネス目的などで訪れている者に対する、津波避難情報の提供や避難誘導などの対策を推進します。

#### (5) 津波を防御する施設の整備・充実等

レベル1津波への対策として、緊急性の高い施設から重点的に整備を進めるとともに、各施設の適正な維持管理に努めます。

さらに、港湾・漁港や河川等の水門、陸閘、樋門については、津波到達前に閉門ができるよう適切な管理を行います。

##### ① 海岸保全施設、港湾・漁港施設、河川管理施設等の整備推進

レベル1津波を防御する堤防、護岸等の施設については、環境保全や費用対効果等を考慮しつつその整備に着手し、施設の適正な維持管理に努めるとともに、津波到達前に機能を損なうことがないように、耐震対策も進めます。

##### ② 水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化等の促進

水門・陸閘等の操作に従事する者の安全の確保を最優先とし、常時閉鎖化や統廃合の措置を講じた上で、廃止できない水門・陸閘等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を促進します。

#### 5 被災者の救助・救命対策

大規模な地震・津波によって、大勢の死傷者が生じる中で、迅速・的確な救助と医療救護活動を行い、人的被害を最小限に食い止める必要があり、このためには、十分かつ迅速な救助体制と災害時にも十分に機能しうる医療救護体制を確立・強化していく必要があります。

また、重症者や入院患者に対する対応だけでなく、被災者全般に対しても生活環境の変化や精神的なストレス、気象条件等により震災関連死なども懸念されることから、“こころのケア”の支援の観点からの対応も必要です。

このことから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関や、医療関係機関等と常に密接な連携を取りながら、救助・救命体制の充実を図ります。

##### (1) 迅速な救助のための体制強化

大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者（自力脱出困難者）が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、後方支援拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練等の実施、ヘリコプターの運用調整等により人命救助のための体制・環境整備を図ります。

##### ① 救助関係機関との連携強化

実践型訓練を体系的に実施して、自衛隊、消防、警察などの救助関係機関との連携体制を確立し、後方支援拠点を活用した総合防災訓練などの実施等応急対応に必要な体制・環境を整備します。

##### ② ヘリコプターを活用した情報収集、救助等に向けた環境整備

大規模地震・津波災害発生時に迅速な情報収集や救助のためヘリコプターを効率・効果的かつ安全に活用するため、平常時よりヘリコプターの運用調整を行うとともに、市町村1箇所以上のヘリコプター活動拠点を確保、災害拠点病院周辺に1箇所以上のヘリコプター離着陸場を確保し、ヘリコプターの燃料備蓄庫の整備を進めるなど、必要な環境整備を推進していきます。

## (2) 災害時医療体制の強化

災害時の医療体制を構築するため、DMAT（災害派遣医療チーム）隊員有資格者の確保及び技能維持を図るとともに、災害拠点病院等の設備・施設の充実や被災地域外への傷病者の搬送等についても検討します。

また、平成24年3月に内閣府により、“こころのケア”に関するガイドラインが公表されており、具体的な対策を整備しておく必要があります。被災者の心身ケア対策や災害医療関係者の連携強化を図るとともに、医療機関の早期機能回復を図ります。

### ① DMAT隊員有資格者の確保

災害急性期に迅速且つ円滑なDMATの派遣が可能となるよう、DMAT隊員有資格者の確保を図るため、災害拠点病院に対して国の主催するDMAT隊員養成研修の積極的な受講を働きかけます。

### ② DMATの円滑な運用

県内におけるDMATの具体的な活動体制（統括DMATの参集基準、情報連絡体制等）について示した実施要領を策定し、円滑な運用に向けて訓練や研修を毎年度実施します。

### ③ 災害拠点病院の機能強化

災害拠点病院として必要な非常用発電施設の整備、衛星電話等の情報伝達手段の多重化・多様化、飲料水・食料・医薬品等の備蓄、ヘリポートの整備、独自水源の確保など各医療機関の機能強化を促進します。

### ④ 重症患者の医療搬送

多数傷病者の発生により、医師や病床等県内の医療資源だけでは対応できない場合を想定し、航空機等を用いて傷病者を被災地外へ搬送する広域医療搬送等の体制整備について検討します。

### ⑤ 被災者のこころのケア対策

こころのケアについては、災害精神保健医療情報システム（DMHISS）を活用するとともに、専門的なこころのケア対応が円滑に行われるよう、精神科医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、業務調整員等の多職種で構成される災害派遣精神医療チーム（DPAT）を整備します。

また、避難所や仮設住宅等でのこころのケアは地域コミュニティとのかかわりが重要であり、それが災害関連死・疾病の防止にもつながると指摘されています。このため、被災者のこころのケアについては、避難所や仮設住宅等における地域コミュニティ機能にも配慮した対策を検討します。

### ⑥ 災害医療関係者の連携強化

県、市町村、医師会、医療機関等の災害医療関係機関の情報共有や連携体制を構築するため、宮崎県災害医療コーディネータ研修やEMIS（広域災害救急医療情報システム）入力訓練・衛星電話等を活用した伝達訓練を実施します。

⑦ 病院における業務継続計画（BCP）の整備

病院が被災後も早期に診療機能を回復できるよう業務継続計画の整備を進めます。

(3) 保健衛生・防疫対策

災害時に重傷者や入院患者等だけでなく、被災者をはじめとする関係者全般に対しての生活環境や健康管理、衛生面の対策についても取り組みます。

① 避難所等の保健衛生・防疫対策

浸水地域内の消毒、医師・保健師等によるインフルエンザ等の感染症の予防や早期発見、感染症発生時のまん延防止のための健康管理体制の充実を図ります。

また、避難所をはじめ被災地域における食品衛生対策やトイレなどの環境衛生対策及び感染症対策に取り組みます。

② 震災関連死等の防止対策

ライフラインや医療の機能低下、生活環境の悪化、精神的ストレス等からの震災関連死や病気を防ぐため、被災者をはじめボランティア等の支援者、行政職員の健康管理、避難所での生活環境改善等の対策についても検討します。

また、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者の健康対策についても検討を進めます。

③ 避難所外避難者対策と広域避難対策

大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者対策として、市町村における避難者の把握、物資や災害情報の提供、健康管理等の対策検討を促進するとともに、民間団体や災害ボランティアとの連携による支援についても検討を進めます。

また、大量の避難者の発生、避難所の被災等により避難所が不足することを想定し、県内市町村間での避難者受入に係る連携の取組を推進します。

6 県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立

県、市町村は、災害時の応急活動等の司令塔の機能として、県民の命と財産を守るための対策を実施する役割を担います。

したがって、大規模災害に対応するためには、必要な組織体制、人材、訓練体系、応急対策の内容などを総合的に見直すとともに、県内の体制だけでは到底対応できない状況を想定し、広域連携体制を確立するなど抜本的に充実・強化を図るとともに、復興を見据えた事前の準備も必要があります。

(1) 県の防災体制の充実

迅速かつ円滑に防災活動を行えるよう、初動体制の強化や職員の災害対応能力の向上や衛星通信車両等の整備、電気・通信等の災害対応車両の配備、訓練強化、備蓄物資拠点の整備、災害時緊急通行車両等への燃料供給体制の整備等に取り組み、災害対応能力の強化を図ります。また、事前復興のための準備にも取り組みます。

① 災害対策本部体制の充実・強化

大規模地震の発生等を想定した場合、災害対策本部要員が登庁できず、また、災害が長期化した場合に必要な体制が維持できないなどの問題が生じる恐れがあります。そのため、災害発生後速やかに職員を参集するため、県本庁近隣居住職員の活用を行うとともに、本部体制の中長期的な維持のために、危機管理課（防災企画）のOB職員の活用を行い、災害対策本部機能の充実を図ります。

また、平成18年5月から実施している24時間災害監視体制も引き続き継続していきます。

② 防災担当職員の災害対応能力の向上

災害時の円滑な応急活動のための職員行動要領の充実を図ると共に、様々な防災関連の研修、セミナー等への積極的な参加や総合防災訓練等を通して防災担当職員の災害対応能力の向上に努めます。

③ 情報収集・分析・共有、広報機能の強化

災害対策支援情報システムの確実な運用や市町村への情報連絡員の派遣など、災害対策本部における情報収集・分析・共有、広報機能を強化することにより、被災市町村等の情報を迅速かつ確実に収集し、これを的確に整理・分析し、応急対策に生かすための体制整備を図ります。

県民やマスメディア等へ正確に提供するための体制整備に努めます。

また、風評被害の発生を抑制するため、被災地域の情報が適切に発信され容易に入手できる環境を整備します。

④ 県総合防災訓練、図上訓練の充実

県総合防災訓練及び図上訓練の実施により、県災害対策本部及び関係機関等の災害対応能力を高めるとともに、防災関係機関相互の協力体制を確立します。

⑤ 業務継続計画（BCP）の推進

平成24年度に策定した業務継続計画について、毎年度、適切な進行管理や訓練の実施、内容の見直し等を行いながら、より充実した計画になるようバージョンアップを図ります。

また、県庁舎の建具飛散防止をはじめ、電力や上下水道等のライフラインが確保できるよう供給システムの多重化を図るなどの必要な対策を推進していくこととともに、一時避難スペース確保等の感染症対策の充実化を併せて実施することにより、非常時の初動期における行政機能の維持を図ります。

⑥ 緊急輸送等のための交通インフラの確保

災害時における緊急輸送道路や空港、港湾等の被災状況の確認及び啓開等を迅速に進めるとともに、関係機関と連携して最優先で早期復旧に努めます。

**⑦ 支援の受入体制の構築**

県外からの人的支援や食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県においてはマニュアルを整備するとともに、市町村における県の実施計画を踏まえた受援計画の策定の促進及び、受援計画に位置づけられた拠点の整備を行い、防災訓練等を通じて、その実効性を高めていきます。

**⑧ 備蓄計画の見直し・備蓄物資拠点の整備**

これまで、大規模災害に備え、県民が避難所生活において必要とする品目について、県内各所に備蓄を行っていますが、備蓄倉庫の不足等により、備蓄倉庫の許容量に限界が生じています。

このため、県全体の備蓄物資量を地域毎に把握し、適正かつ効率的に物資を避難所に供給できる配置とするため、備蓄計画の見直しや備蓄物資拠点の整備を実施します。

**⑨ 災害時緊急通行車両等への燃料供給体制の整備**

大規模災害発生時には、燃料需要が逼迫し、緊急通行車両等への給油が滞ることが懸念されています。中核給油所に保管する備蓄燃料を確保するとともに、給油所の被災等に備えて災害時専用臨時設置給油設備を導入し、宮崎県石油商業組合との協定を活用しつつ、円滑かつ迅速な緊急通行車両への燃料供給体制を整備します。

**(2) 市町村の防災対策の充実**

市町村は、基礎的な自治体として、市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために防災対策を実施する責務があることから、災害発生時においてもその機能を確実に維持・発揮できるよう対策を促進します。

**① 市町村の災害対応能力の強化**

市町村の初動体制の確立および防災関係機関や住民等との連携強化を促進します。

**② 市町村庁舎の維持確保**

市町村庁舎について、災害発生時に防災拠点としての機能が損なわれないよう、建物の耐震化や津波浸水エリア内にある市町村庁舎等の津波対策、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の確保等を促進します。また、市町村の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の耐震化や停電対策、通信機能の冗長化の進捗を図ります。

**③ 業務継続計画（BCP）の策定促進**

市町村においても、災害時において優先的に実施すべき業務を整理し、これらの業務に必要な人員や資機材等を明らかにした業務継続計画を策定し、計画に沿った備えを行っておくことが重要です。

このため、市町村が業務継続計画を策定する際の参考となるよう研修会を開催する等により市町村の計画策定を促進します。

**④ 消防力の充実・強化**

消防体制の強化を図るため、消防広域化及び消防非常備町村の常備化を推進します。

また、市町村の消防防災活動に必要な資機材等の整備や消防団員加入促進の取組を支援

するとともに、消防職員・消防団員等の教育訓練を実施するなど消防力の充実強化に努めます。

#### ⑤ 被災者への対応の強化

市町村における避難場所・避難所の指定や施設の耐震化（吊り天井等の非構造部材対策を含む）、老朽化対策及び機能強化、要配慮者に対応した施設整備並びに住民への避難場所等の周知を促進するとともに、円滑な避難のために、県や市町村ホームページへの情報掲示や、スマートフォンを活用した災害状況、避難所情報の提供を検討します。

被災者の生活支援として、必要な物資の確保や配給体制の整備、感染症対策、仮設トイレや移動入浴車の配備及び心身ケア体制の整備、要配慮者への支援等様々な対応が必要となることから、宮崎県備蓄基本指針に基づく備蓄の促進、避難所運営マニュアルの整備など市町村の取組を促進するとともに、災害時の福祉支援体制を整備します。

また、大量の避難者や帰宅困難者の発生に備え、被災自治体と周辺の自治体との連携のあり方等についても検討を進めます。

さらに、市町村による住家の被害認定や罹災証明が速やかに発行出来るよう必要な支援を行うとともに、市町村によって調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう調整を図ります。

#### ⑥ 罹災証明書交付の迅速化のための対策

市町村による住家の被害認定や罹災証明が速やかに発行出来るよう、市町村の住家被害の調査の担当者を対象とした研修を実施し、市町村によって調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう調整を図ります。

避難者への迅速・的確な情報提供の対策、空家・空室の活用方策、応急仮設住宅の早期提供の対策、住家の被害認定調査及び罹災証明書交付の迅速化のための対策等を推進します。

### (3) 国、指定公共機関との連携強化

大規模災害発生時に救助活動やライフラインの復旧等において不可欠な自衛隊をはじめ国の関係機関、指定公共機関については、会議、訓練等において連携強化を図ります。

#### ① 国の関係機関との連携

被災者の救助をはじめ、支援物資の調達等が迅速に図られるよう、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会、ヘリコプターの運用調整、総合防災訓練等様々な機会を捉えて自衛隊をはじめとする国の関係機関との連携強化を図ります。

また、国等からの支援受入が円滑かつ確実に実施できるよう、体制づくりや個別のマニュアル等の策定に努めます。

#### ② 指定公共機関との連携

ライフライン等の応急復旧対策が迅速に図られるよう、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会、総合防災訓練、ライフライン関係の会議等様々な機会を捉えてライフライン事業者等との連携強化を図ります。

#### (4) 企業、民間団体との連携強化

大規模災害発生時には行政関係機関だけでなく、企業、民間団体、NPO、ボランティア団体等との連携も不可欠であることから、協定の締結等連携の強化を図るとともに、災害発生時にそれぞれの企業、民間団体が機能するよう事業継続計画の策定を促進します。また、燃料の輸送・供給体制の確保を図ります。

##### ① 協定の締結

物資の調達や荷役<sup>(注)</sup>、輸送、燃料の確保等にかかる災害時応援協定の締結内容を充実させるとともに、当該協定に基づく応援内容が円滑に行われるよう、連絡体制の見直しや、運送事業者等とのマニュアルの共有、訓練の実施、企業や民間団体における事業継続計画の策定を促進します。

(注) 荷役：物資拠点等における「受入・保管・仕分・積込」の一連の作業

##### ② ボランティア関係機関との連携

災害時のボランティア活動が効果的に進められるように、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会や災害時に活躍するNPO等の関係機関との連携を図るとともに、災害ボランティアセンターが設置された際の効果的運営のための体制づくり、普及啓発、人材育成を促進します。

また、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、行政・NPO・ボランティア等の三者の連携のとれた支援活動を展開するよう努めます。

#### (5) 広域連携体制の確立

大規模災害発生時では、国や地方公共団体間における広域的な対策を円滑に実施できる体制の確立が必要なため、広域連携強化を図ります。

##### ① 県域を超えた連携体制の構築

南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州地方知事会等を通じて、大規模災害発生時の相互協力体制を構築するとともに、県外の拠点等と連携するなど、関係機関が一体となった訓練等を通じてその対応能力を高めます。

##### ② 県内における相互支援体制の確立

宮崎県津波対策推進協議会を通じて、沿岸市町の津波災害への対応について検討を進めるとともに、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を検討します。

1 県民防災力の向上

(1) 県民の防災意識の啓発

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
<p>■ 啓発イベントなどによる普及・啓発の実施</p>			
自助・共助	「県防災の日（5月第4日曜日）」「防災週間（8月30日～9月5日）」「津波防災の日（11月5日）」等にあわせ、年間を通じた地震・津波に対する防災啓発イベントや講演会等の実施	→	
<p>■ グループや団体を対象とした出前防災講座等の実施</p>			
自助・共助	防災士等による防災講座の実施		
<p>■ 防災についての普及・啓発のための資料等の充実</p>			
自助・共助	既存のパンフレット等の見直しを行うなど、地震・津波等に関するわかりやすい防災啓発資料の更なる充実	→	
<p>■ ハザードマップ・津波避難計画等の充実</p>			
公助	宮崎県津波浸水想定を踏まえた津波ハザードマップの作成【沿岸全市町】 津波避難計画の策定の促進【沿岸全市町】	見直し	→
<p>■ 防災情報の正しい理解の促進</p>			
公助	啓発活動や出前防災講座等を通じて、警報や注意報等の意味や対応方法、南海トラフ巨大地震の発生確率などの各種防災情報の的確な広報・周知 みやざきシェイクアウト訓練参加者数の増加 津波避難に関する県民の意識や行動の実態を把握するための調査の実施	継続	→

(2) 自主防災活動の充実

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
<p>■ 自主防災組織の結成・活動の促進</p>			
共助	自主防災組織活動カバレッジ率の向上【89%】R4.4時点 自主防災組織を対象とした研修会や講師派遣を実施 自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施	→	
<p>■ 防災士など地域における防災活動リーダーの育成</p>			
共助	県内防災士数の確保【6,475名】R4年度末時点 宮崎県防災士ネットワークを活用すること等による女性防災士等の女性地域防災リーダーの育成	継続	→
<p>■ 地域にふさわしい防災力の強化</p>			
共助	内閣府の地区防災計画のモデル事業を活用した県内先進事例の蓄積 自主防災組織を対象とした研修会や講師派遣を実施	→	

(3) 要配慮者の支援対策の充実

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
<p>■ 要配慮者の特性に係る理解の促進</p>			
共助	市町村地域防災計画における訪日外国人旅行者の災害時の安全確保に関する項目の追加		
共助	市町村が行う防災行動マニュアルの作成に対する助言		
<p>■ 要配慮者への防災対策</p>			
公助	全市町村における福祉避難所の指定	→	
公助	外国人住民への防災知識の普及・啓発 > 多言語による防災関連情報や防災パンフレットの提供 > 外国人のための防災講座及び訓練の開催 > 外国人災害サポートボランティア養成講座の開催 > 外国人を対象とした防災セミナーの開催 九州各県の国際交流協会等から成る九州地区国際化協会連絡協議会で構成する、災害時における外国人支援ネットワークの整備・充実	継続	→
公助	市町村が行う「防災行動マニュアル」の作成に対する助言（再掲） 市町村が行う「防災カード」の作成等に対する助言		
<p>■ 要配慮者に係る避難訓練の充実等</p>			
共助	社会福祉施設等要配慮者関連施設における防災マニュアルの整備	→	
自助・共助	市町村が行う訓練の実施に対する助言		
共助	地域の関係機関や周辺住民と連携した避難訓練等の実施促進	→	
<p>■ 避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組の促進</p>			
共助	避難行動要支援者名簿の作成に対する助言【全市町村での作成】 避難支援にかかる個別計画の策定に対する助言【全市町村での策定】 津波浸水想定区域にある医療・福祉施設における避難計画の策定や訓練等を実施	→	
共助	市町村が行う「相互協力体制」の構築及び「防災行動マニュアル」の作成に対する助言 市町村が行う「避難行動要支援者名簿」の作成及び「個別計画」の策定の助言		
<p>■ 外国人や旅行者等への防災対策</p>			
自助・共助	多言語や多様な手段による災害情報の提供 分かりやすい避難所表示等の導入を促進 関係団体や観光関係者等と連携した避難対策等の推進		
自助・共助	関係団体や観光関係者等と連携した避難対策等の推進 宮崎県観光 Wi-Fi サービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した通信環境の整備及び災害時における緊急モード（認証不要で利用可）での運用 訪日外国人向け多言語コールセンターの運営 ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発		

(4) 学校における防災教育の推進

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 防災教育推進校における実践と検証</li> <li>■ 教職員を対象とした防災研修</li> <li>■ 高校生防災・学校安全研修の実施</li> <li>■ 学校と地域の防災活動の連携促進</li> </ul>		
自助・共助	各学校における防災教育の定着 > 発達段階に応じた組織的・系統的な防災教育の実践 > 防災教育カリキュラムの作成及び改善 > 地域及び専門家と連携した防災教育の実践 > 教職員の防災に関する意識の高揚並びに知識の向上を図るための研修会の実施 地域と学校が連携した訓練の実施を促進 防災リーダー養成研修を受講した高校生を中心に、学校やその周辺地域住民と連携した防災への取組		

(5) 企業防災の推進

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業継続計画の策定促進及び顧客、従業員等の生命の安全確保</li> </ul>		
自助・共助	策定に関するセミナー開催などによるBCP策定の促進【50事業所】 BCPに基づく施設整備等に取り組む中小企業者に対する金融支援	継続	
公助	宮崎県備蓄基本指針に基づく備蓄の推進		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域社会との連携による被害軽減の実現</li> </ul>		
共助	従業員の消防団、自主防災組織やボランティア等への参加促進等により、地域との連携による訓練の実施を促進	継続	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地震防災に関する対策計画の策定</li> </ul>		
共助・公助	市町等と連携し積極的な働きかけを行うことによる、南海トラフ地震防災対策計画の促進【作成率100%】		

2 住宅、建築物の耐震化、居住空間内の安全確保

(1) 住宅の耐震化等の促進

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 耐震化の必要性等に係る啓発</li> </ul>		
自助	県・市町村の広報、新聞等のマスメディア、各種イベントを活用した年間を通じた周知活動、ダイレクトメール等の所有者への直接的な働きかけ		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 木造住宅の耐震化に対する支援等</li> </ul>		
自助	木造住宅の耐震化事業を周知するため、市町村職員が個別訪問等の耐震化を促す積極的な取組の実施や、市町村ごとにダイレクトメール、耐震技術者育成のため低コスト講習会の実施		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 家具類の転倒、ガラスの飛散防止対策の促進</li> </ul>		
自助	県・市町村の広報、新聞等のマスメディア、各種イベントを活用した年間を通じた周知活動 引越し業者等との連携による家具類の転倒防止対策の検討・実施		

(2) 公共建築物等の耐震化の推進

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県有施設をはじめとする公共建築物の耐震化の推進</li> </ul>		
公助	大規模な県有施設耐震化率【100%】H28年度に達成 不特定多数の者が利用する公共建築物の耐震化【100%】R4年度末時点		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特定既存耐震不適格建築物に係る指導等</li> </ul>		
共助・公助	建築物耐震化促進事業の活用による民間の大規模建築物（要緊急安全確認大規模建築物*）の耐震化の促進【100%】R4年度末時点		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建築物の地震対策の促進</li> </ul>		
自助	建築物防災週間での周知・啓発 【年2回】		

3 外部空間における安全確保対策の充実

(1) 地震・津波災害に強いまちづくりの推進

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
<b>■ 地震・津波災害に強いまちづくりの検討</b>			
公助	10県知事会議等での他県の情報収集・要望活動		
公助	沿岸市町における津波災害警戒区域指定の環境整備		

(2) 安全・安心な生活環境を確保するための社会資本整備

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
<b>■ 密集市街地の整備、防災空間の確保</b>			
公助	市街地幹線道路における無電柱化率(R7.3)⇒7.8%(宮崎) (無電柱化延長=5.58km+2.22km/市街地幹線道路延長=142.9km)		
公助	土地区画整理事業（市町）（3地区が完了見込み）		
<b>■ 避難場所・避難経路の整備</b>			
公助	細島港の近隣高台への避難施設整備 宮崎港内の避難高台整備		
公助	津波避難施設の整備（都市計画事業） > 津波避難施設 【23箇所】（避難タワー、避難山、避難複合施設） > その他避難施設など【9箇所】（外付け階段、高台避難場所） > 避難路 【4箇所】 避難路の整備（都市計画道路事業）【9箇所】 避難地の整備（都市計画事業）【4公園】		
共助・公助	指定管理者を通じて、施設の利用者やイベント等の主催者に対して、避難場所・避難経路の周知を行う。		
公助	（総合博）総合博物館危機管理マニュアルの見直し 来館者を安全・確実に誘導するための防災・防火訓練の実施 （考古博）西都原考古博物館危機管理マニュアルの見直し 来館者を安全・確実に誘導するための防災総合訓練の実施 帰宅困難者を想定した飲料水等の備蓄		
<b>■ 高速道路ミッシングリンクの早期解消</b>			
公助	要望活動等による高速道路の整備促進		
<b>■ 道路・港湾施設等の整備</b>			
公助	緊急輸送道路の整備の推進【改良率85%】R4年度末時点 地域高規格道路の整備の推進【整備率72.8%】R4年度末時点		
公助	沿岸部における津波情報提供装置の整備【31箇所】 緊急輸送道路の防災対策の推進【進捗率62%】R3年度末時点 橋梁、トンネル、横断歩道橋、シェッド・大型カルバート、門型標識等について、計画的な点検を実施し、結果に基づき必要な修繕を実施 国道218号干支大橋について、耐震化を推進		
公助	既存岸壁の改良による災害時の輸送拠点確保（油津港）		
公助	緊急輸送道路と交差又は平行する構りょうの落橋防止（ケーブルによる桁連結や鋼製ブラケットの取り付け）に対する補助		
<b>■ 被災した建築物等の安全確保対策の推進</b>			
共助・公助	被災建築物応急危険度判定士登録者数の増 被災宅地危険度判定士登録者の確保		

(3) 土砂災害対策等の充実

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
<b>■ 危険箇所の調査・周知</b>			
公助	土砂災害危険箇所の基礎調査の推進【進捗率100%】H31年度末時点		
<b>■ 土砂災害防止工事の推進</b>			
公助	土砂災害から保全される要配慮者利用施設（24時間滞在型）【60施設】及び避難場所数【144箇所】令和元年度末時点		
公助	山地災害危険地区の治山事業着手率【54.2%】令和2年度末		
<b>■ 造成地災害防止対策の推進</b>			
公助	大規模な盛土造成地を把握する調査の推進【大規模盛土造成地マップ等公表率100%】R2年度末時点		
<b>■ 農業用施設等における地震・津波対策</b>			
公助	緊急性のある施設の耐震化 未調査施設の現状把握及び優先度評価 津波浸水区域の復旧に必要な施設情報のデータ収集と保存 ため池ハザードマップの作成、地域住民への周知		

(4) ライフライン対策の推進（電気、ガス、上下水道、通信）

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
<b>■ 耐震性、多重性、代替性の確保</b>			
公助	計画的な耐震化実施のため、アセットマネジメント(資産管理)を県内全ての上下水道事業者で実施 ライフライン事業者との連絡会議等を通じて、更新施設については耐震性の確保を促進	→ 継続	
公助	下水道施設の耐震化の推進		
<b>■ 早期復旧のための体制整備</b>			
公助	県内全ての上下水道事業者で防災訓練を実施		
公助	災害時に下水道機能の継続・早期回復を図る ➢ 下水道BCPの作成及び防災訓練を実施【全17市町村】		
<b>■ 災害時の情報伝達手段の確保</b>			
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時でも情報通信インフラが継続して使用できる仕組みづくり</li> <li>・指定避難所への特設公衆電話、衛星携帯電話、公衆Wi-Fiの設置促進</li> <li>・ライフライン事業者と非常時に備え非常通信訓練の実施</li> <li>・防災行政無線、Lアラートやエリアメール等を利用したライフライン情報の発信</li> <li>・情報インフラの早期復旧のための通信事業者との連携</li> </ul>		

(5) 様々な地域的課題への対応

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
<b>■ 危険物保管施設等の安全確保等</b>			
公助	危険物取扱施設の安全確保 ➢ 危険物取扱事業所への災害に対するマニュアル作成指導の徹底 ➢ 各消防本部による施設立入検査の徹底	→ 継続	
<b>■ 文化財の防災対策</b>			
公助	建造物の減災について市町村への周知 文化財保護指導委員に依頼し、文化財パトロール対象の文化財で地震被害の恐れのある文化財についての情報を収集 被災文化財の救出・復旧に必要な未指定文化財リスト（仮称）について検討 文化財地震減災計画（仮称）策定のための情報を収集・作成	→ 見直し	

4 津波対策の推進

(1) 津波避難場所・津波経路の確保

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
<b>■ 津波避難場所の確保</b>			
公助	避難ビル・高台等の指定にむけた市町との意見交換 地域の重要な避難場所や津波避難タワー等の整備に関する支援	→ 訓練で活用	
<b>■ 津波避難経路の確保</b>			
公助	地域の重要な避難経路の整備に関する支援		

(2) 津波避難に関する普及・啓発

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
<b>■ あらゆる機会を活用した普及・啓発活動の実施</b>			
自助・共助	「県防災の日（5月第4日曜日）」「防災週間（8月30日～9月5日）」「津波防災の日（11月5日）」等にあわせ、年間を通じて津波に関する防災啓発イベントや講演会等を実施	→	

(3) 津波情報の迅速・的確な伝達

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
<b>■ 津波情報の伝達手段の強化</b>			
公助	県民等への情報伝達手段の周知・啓発及び防災訓練等の実施 パンフレット等を活用した宮崎県防災・防犯メールサービス登録の推進	→	

(4) 津波からの避難体制の充実

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
<p>■ 沿岸市町における津波ハザードマップ等の作成</p>			
自助・共助	宮崎県津波浸水想定を踏まえた津波ハザードマップの作成【沿岸全市町】 津波避難計画の策定の促進【沿岸全市町】		
<p>■ 津波避難訓練の実施</p>			
自助・共助	地域単位の防災訓練の重要性についての理解を求め、沿岸全市町の対象地域すべてで実施	継続	
<p>■ 住民以外の津波避難の支援</p>			
公助	避難誘導看板の整備等に関するきめ細かな財政支援 パンフレット等による避難対象地区や避難場所、避難経路に関する周知 スマートフォンや携帯電話を活用した津波避難に関する情報の提供 旅行者との連携による避難支援対策の促進		
共助・公助	外国人住民への防災知識の普及・啓発 > 多言語による防災関連情報や防災パンフレットの提供 > 外国人災害サポートボランティア養成講座の開催 九州各県の国際交流協会等から成る九州地区国際化協会連絡協議会で構成する、災害時における外国人支援ネットワークの整備・充実		
共助・公助	旅行者との連携による避難支援対策の促進 宮崎県観光 Wi-Fi サービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した通信環境の整備及び災害時における緊急モード（認証不要で利用可）での運用 訪日外国人向け多言語コールセンターの運営 ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発		

(5) 津波を防御する施設の整備・充実等（レベル1 対策として）

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
<p>■ 施設等の整備推進（海岸保全施設）</p>			
公助	拠点漁港11漁港について地震・津波対策の着手 レベル1津波対策が必要な32海岸について早期の事業着手	継続	
<p>■ 施設等の整備推進（港湾施設）</p>			
公助	海岸保全施設を有し、L1津波対策が必要な7港湾海岸の耐震性能調査を実施	継続	
<p>■ 施設等の整備推進（河川管理施設）</p>			
公助	全14水系にて工事着手 一体的な整備が必要な17水系について、港湾・漁港管理者と連携しながら、対策検討に着手 事業実施中の4水系について、レベル1津波遡上区間の対策に着手	継続	

5 被災者の救助・救命対策

(1) 迅速な救助のための体制強化

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
<b>■ 救助関係機関との連携強化</b>			
公助	継続的な県総合防災訓練及び図上訓練を通して連携を強化 ヘリ運用に係るソフト面の更なる整備に加え、運行管理システムやヘリベースにおける支援体制などハード面を整備 各種マニュアルの整備を推進 優先供給施設の情報更新を行い関係機関との情報共有を推進	継続	→
<b>■ ヘリコプターを活用した情報収集、救助等に向けた環境整備</b>			
公助	継続的なヘリコプター運用調整会議の開催 ヘリ運用調整所業務の細部運営要領の更新、具体化 ヘリ運用に係るソフト面の更なる整備に加え、運航管理システムやヘリベースにおける支援体制などのハード面を整備（再掲） ヘリコプターの燃料備蓄庫の整備	継続	→

(2) 災害時医療体制の強化

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
<b>■ DMAT隊員有資格者の確保</b>			
公助	DMATの編成数【35チーム】R1年度末時点		→
<b>■ DMATの円滑な運用</b>			
公助	宮崎DMATコア会議において協議し、平成28年度に策定した実施要領を踏まえた訓練や研修を毎年度実施	継続	→
<b>■ 災害拠点病院の機能強化</b>			
公助	県内全災害拠点病院の指定要件の充足		→
公助	災害拠点病院の施設整備促進		→
<b>■ 重症患者の医療搬送</b>			
公助	訓練等による被災の状況に応じた迅速かつ適確な医療搬送体制等の整備・検討 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置に必要な資機材の整備	継続	→
<b>■ 被災者のこころのケア対策</b>			
公助	精神科医療及び精神保健活動の専門的支援を行うための災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備による緊急支援体制の整備・強化		
<b>■ 災害医療関係者の連携強化</b>			
公助	宮崎県災害医療コーディネート研修の開催（年1回） 各二次医療圏におけるEMIS・衛星電話等を活用した情報伝達訓練の定期的な実施	継続	→

(3) 保健衛生・防疫対策

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
<b>■ 避難所等の衛生・防疫対策</b>			
公助	各避難所での「避難所感染症予防・衛生チェックリスト」の活用により感染症対策、食中毒予防、要配慮者への健康支援の取組		→
<b>■ 震災関連死等の防止対策</b>			
公助	被災者の心理的ケアに対応するため、関係機関と連携した「こころのケア」に対する体制整備		
<b>■ 避難所外避難者対策と広域避難対策</b>			
公助	県内市町村間での避難者受入に係る連携		

6 県、市町村の防災対策の充実、広域連携体制の確立

(1) 県の防災体制の充実

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
<b>■ 災害対策本部体制の充実・強化</b>			
公助	市町村へ派遣する情報連絡員の研修・登録の推進		
公助	災害対策本部における情報収集・分析、広報機能の強化		
<b>■ 防災担当職員の災害対応能力の向上</b>			
公助	県職員を対象とした研修の実施と関係機関への参加要請		
<b>■ 情報収集・分析・共有、広報機能の強化</b>			
公助	市町村へ派遣する情報連絡員の研修・登録の推進		
公助	災害対策本部における情報収集・分析、広報機能の強化		
<b>■ 県総合防災訓練・図上訓練の充実</b>			
公助	継続的な総合防災訓練の実施 関係機関との連携の維持 災害応急対策活動マニュアルに基づく基礎的事項の反復訓練 各種災害等への対応について訓練	継続	
<b>■ 防災拠点となる庁舎の整備</b>			
公助	平成29年度に建設工事着手【R02年度の完成】		
<b>■ 業務継続計画（BCP）の推進</b>			
公助	BCP実施要領に基づく「事前の備え」の着実な実行		
公助	本庁舎、総合庁舎、合同庁舎の対策		
<b>■ 緊急輸送等のための交通インフラの確保</b>			
公助	平成27年度に策定された「九州道路啓開計画」を実施するための体制構築及び訓練 迅速な道路啓開方法等について、国・市町村・建設業者等と連携 緊急輸送道路の法面対策の推進【進捗率62%】R3年度末時点 沿岸部における津波情報提供装置の整備【32箇所】 橋梁、トンネル、横断歩道橋、シェッド・大型カルバート、門型標識等について、計画的な 点検を実施し、結果に基づき必要な修繕を実施 国道218号干支大橋について、耐震化を推進		
公助	重要港湾3港において、港湾BCP及び港湾管理者行動計画に基づく防災訓練の実施		
<b>■ 支援の受入体制の構築</b>			
公助	南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会における訓練等を通じた連携 の強化 各拠点の運営を充実させるための施設機能強化、市町村における受援計画の策定		
<b>■ 備蓄計画の見直し・備蓄物資拠点の整備</b>			
公助	「大規模災害時における物資の安定供給調査事業」実施 宮崎県備蓄基本指針の見直し		
<b>■ 災害時緊急通行車両への燃料供給体制の整備</b>			
公助	災害時専用臨時設置給油設備の導入		

(2) 市町村の防災対策の充実

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
<b>■ 市町村の災害対応能力の強化</b>			
公助	市町村の首長や職員を対象とした研修の開催 県と市町村、市町村間における災害時の支援体制の強化 外部からの受援が円滑に行われるよう助言・支援	→	
<b>■ 市町村庁舎の維持確保</b>			
公助	防災拠点となる庁舎の耐震化の促進 市町との意見交換を密にし、津波浸水エリア内にある市町村庁舎等の津波対策の促進 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の設定	→	
<b>■ 業務継続計画（BCP）の策定促進</b>			
公助	研修会の開催などによる業務継続計画の策定の促進【沿岸全市町】	→ 継続	
<b>■ 消防力の充実・強化</b>			
公助	南海トラフ地震の発生に備えた消防体制の充実強化を支援 女性や若者を中心とした消防団員確保の取組を実施	→	
<b>■ 被災者への対応の強化</b>			
公助	各市町村における備蓄の促進 指定緊急避難場所、指定避難所の指定【全市町村での指定完了】 避難所運営マニュアルの作成【全市町村での作成完了】 スマートフォンや携帯電話を活用した避難所情報の提供 県内における市町村間の災害時の応急対策の支援・受援体制の確立と計画の策定	→	
公助	市町村が行う「避難計画」*の策定に対する助言 *「避難計画」には、障がい者を含む要配慮者に対する介助の方法、必需品の確保、情報伝達の方法等について明記	→	
公助	住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充	→	

(3) 国、指定公共機関との連携強化

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
<b>■ 国の関係機関との連携</b>			
公助	南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会における訓練等を通じた連携の強化 九州地域の災害時の応急対策に関する検討	→ 継続	
公助	平成27年度に策定された「九州道路啓開計画」を実施するための体制構築及び訓練	→ 継続	
<b>■ 指定公共機関との連携</b>			
公助	南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会における訓練等を通じた連携の強化 九州地域の災害時の応急対策に関する検討	→ 継続	
公助	平成27年度に策定された「九州道路啓開計画」を実施するための体制構築及び訓練	→ 継続	

(4) 企業、民間団体との連携強化

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
<b>■ 協定の締結</b>			
共助・公助	協定内容を実施するための手続きを定めた要領等の整備 協定締結機関の総合防災訓練への参加による連絡体制・手続きの検証 拠点業務を円滑に実施するための拠点の機能強化 物流事業者等と連携したマニュアルの策定と共有	→	
<b>■ ボランティア関係機関との連携</b>			
共助・公助	大規模災害時に、NPO・ボランティア等による被災者支援活動が円滑かつ効果的に行われるよう、行政、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体等における連携・協働体制の構築	→ 継続	

(5) 広域連携体制の確立

自助 共助 公助	当面の取組（短期）	中期	長期
<b>■ 県域を越えた連携体制の構築</b>			
公助	南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会における訓練等を通じた連携の強化 九州地域の災害時の応急対策に関する検討	→ 継続	
公助	平成27年度に策定された「九州道路啓開計画」を実施するための体制構築及び訓練	→ 継続	
<b>■ 県内における相互支援体制の確立</b>			
公助	沿岸市町の特定避難困難地域の解消に向けた取組の情報共有 沿岸市町の避難対策の情報共有 県内における市町村間の災害時の応急対策の支援・受援体制の確立と計画の策定	→	